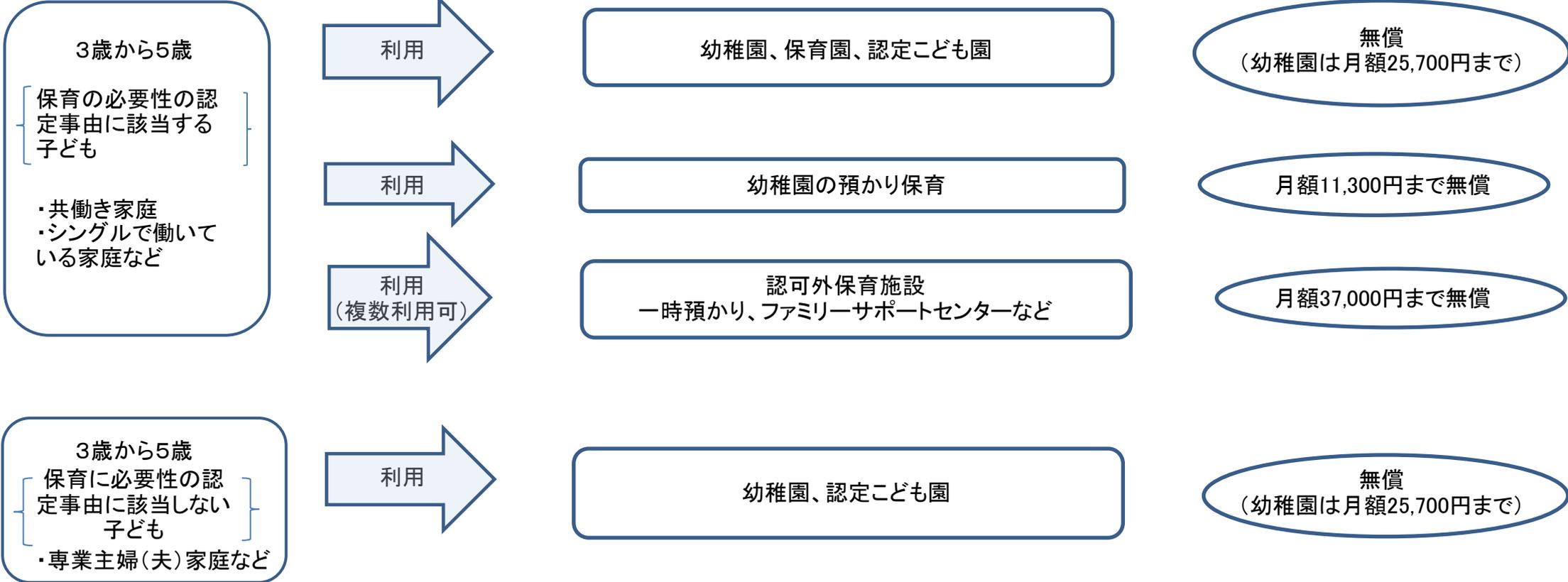


# 幼児教育の無償化制度と給食費の徴収について

令和元年5月24日 市川市こども施設入園課

## 1. 幼児教育の無償化制度(主な内容)



※0歳から2歳児については、住民税非課税世帯のみ上記と同様の無償化対象となる。(認可外保育施設利用の場合、月額42,000円まで無償)

## 2. 給食費の徴収(3歳～5歳児)

- ① 現行の3歳から5歳児(2号認定)の保育料には給食費(副食費相当額)として、月額4,500円分が含まれている。(国提示)
- ② 幼児教育の無償化制度実施にあたり、給食費(副食費分)については、施設が実費徴収するものと国が示している。
- ③ 公立保育園については、給食費(副食費)の徴収金額の設定は月額4,500円とする。
- ④ 給食費の実費徴収に伴い、生活保護世帯やひとり親世帯、年収360万円未満の世帯について給食費の免除制度を実施する。